

批評・紹介

敦煌 吐魯番 社會經濟史料(上)——西域文化研究第二——

西域文化研究會編

昭和三十四年三月 法藏館發行

B 4 本文四六三頁 文獻目錄二

七頁 圖版五〇 英文摘要五五頁

はじめに

龍谷大學西域文化研究會の報告書『西域文化研究』の第二巻が出た。一九五八年に出た第一巻は『敦煌佛教資料』で、五九年に出たこの第二巻は『敦煌吐魯番社會經濟資料(上)』と題する。

一九四八年、大谷光瑞上人の死後間もなく、西本願寺の倉庫の中から発見せられた二つの木箱が、大谷探検隊の將來品を収めたものと判つて、「調査研究のために」龍谷大學に引き渡された。そして五三年になつて、同大學關係者によつて西域文化研究會が組織せられ、それから五年後の一昨年になつて、報告書第一巻が世におくられた。その巻では敦煌古寫經を抜かい、こんどの第二巻では古文書を抜かう。古文書は大部分がトルファン出土のもので、これを取り上げた四篇の論文が「本書の中核をなす」(石濱純太郎氏「はしがき」四頁)もので、「トルファン文書獨特の性格と意味とを認められるけれども、それを物語る前に、學問的な手續きとして最初に敦煌文書を取上げなければならない」(同上)というので、二篇の敦煌

關係の論文がはじめにおかれる。判つたような判らないような論理であるが、これについてはあとで觸れる。

以下、所収の論文を、各人が手わけして論評することとするが、巻頭の「千佛巖莫高窟と敦煌文書」はほかの研究論文とは性質のちがう解説であるから、ここでは取上げない。(藤枝 晃)

唐末五代の敦煌寺院佃戶關係文書

——人格的不自由規定について——

仁井田 陞

敦煌には十七の寺院に千人にのぼる僧尼がおり、その大佛教團を支えるために、寺院に従屬して多くの寺戶が働いていた。那波氏の研究になる梁戶や禮戶もその一部であるが、仁井田氏のこの論文は、とくに寺莊の佃戶について、すでに紹介されている關係文書を(整理し、法制的立場から新しい見解をもつてその地位を論究され、今後の研究に對する一つの方向を示されたものである。

まず寺戶文書を分類して次の四種を擧げておられる。第一種、北京圖書館藏の寺戶借麥文書(敦煌雜錄所収)。第二種、スタイン本(S. 1475)とベリオ本(P. 2886)との寺戶借麥文書。第三種、人質文書(P. 355)と奴隸賣買文書(S. 1496)。第四種、敦煌寺院常住擁護文書(P. 218)。いずれもいろいろな論文に引かれた重要な文書である。第一種文書は六ヶ寺の寺戶がそれぞれ都司倉から種麥等を借用するための申請書六通で、寺戶の數人が一組となり、その代表者「團頭」によつて申請しているものである。第二種のうちスタイン本は、土地・家畜賣買證書各一通、穀物借用證書十二通を一連とするもので、氏はここに記された貸借條件が當時一般の借用證書と變りないことを注目される。またベリオ本は麥粟種子の借用

書で、寺戸が所屬外の寺から借用していることから寺戸の地位を考えられる。すなわち、以上の各文書から、寺戸は經濟的に地主たる寺院から獨立しており、寺戸の地位は奴隸でも雇傭人でもなく、佃戸(小作人)、少なくとも佃戸を含むものと規定された。さらに第三種の文書類によつて、寺戸のなかには自ら雇傭人をおき奴隸を買うものすらあつた事實から、寺戸は陸宣公奏議に出てくるような莊園地主の「私屬」ではなかつたという。ところが第四種文書は異つた意味を持つ。この文書を解して、政治權力がバックになつて寺院の利益を擁護するの宣言とされた。とくに宣言文中に規定する寺戸の自己部落外との婚姻の禁止は、勞働人口の移動をおさえ寺戸を莊園に縛りつけるもので、これこそ寺戸の人格的不自由規定であり、五代宋初の四川でいわれた「役屬數世」の状態にも通ずるものとされた。序言に述べられたように、この論文で寺戸の地位の決定を行なおうとされたのではなく、多くの問題を提起されたのであつて、第三種までの文書と第四種文書とにみられる寺戸の地位の差異を強いて結びつけておられないように思われる。また、時代的には古代から中世への移行期にあつた敦煌の寺戸を、どうとらえるかも明言はされていないし、不自由規定の考察も今後の方向を示しておられるにすぎない。

問題は今後に残されているにしても、大局的な把握への道を開いて下さつたことに對して感謝しなければならぬし、事實私にはこの論文から教えるべき点が多かつた。それだけにまた、二三の點で異論があるので、述べて叱正を仰ぎたい。

先ず、挙げられた文書の年代について、いずれも唐末五代とされているが、第一種と第二種とは吐蕃占領時代の文書であつて、その

ことは、S. 545, S. 632, S. 2729, その他の文書を合わせるによつて知りうる。また第一種文書に記す「教授」は吐蕃時代の敦煌の最高僧官で、後の都僧統に相當する。従つて、都司倉は官倉ではなく、都司(宗務廳)の倉とみられる。このような點から、第三・第四種文書とは一應區別して見る必要があるかと思う。事實、僧官制度においては吐蕃時代と歸義軍時代とでかなり相違し、歸義軍初期に教團の機構改革を行つたらしいことを記す文書(S. 1044v)も存する。従つて、寺戸の組織なども兩時代では變化があるように思われる。例えば、管見の及ぶところ、寺戸の團頭は吐蕃時代にしかあらわれないし、この時には車頭、さらには寺卿と呼ぶ寺戸取締り役かと思われる寺官も存していた。ところが、後の時代の文書からは寺戸の名稱すらほとんど見えないようである。逆に梁戸、磴戸などが非常に多くあらわれてくる。そうした意味で、寺戸を一律に扱うことに不安を感じる。妄見を御批正いただければ有難いと思つて

(竺沙雅章)

佃人文書の研究 — 唐代前期の佃人制 — 周 藤 吉 之

本論考ははしがきにもあるとおり、續く諸論文と共に吐蕃番文書による研究で、本書の中核をなすものであり、とくに給田文書・退田文書とは不可分の關係にある。従つて、この勞作を紹介するに當つても、のちの二論文を消化した上でなざるべきものと思うが、その時間と能力のなさから及びえない點、先ずお詫びしなければならぬ。以下大體の要旨を述べよう。

佃人文書とは、田地の所有者とその所有額、さらに佃戸か、佃人による小作かを記載した文書である。先ずその形式には次の四種が

ある。第一種は所有者、畝數、自佃、佃人の別を記したもので、最も多い形式である。第二種は右の外に四至の記載があるもの、第三種はさらに作付している作物名を記入したもの、第四種は四至がなく作物の名を詳細に記すものである。これらの形式によつて文書の年代を決定することは難しいが、一般的には第一種が古くて則天時代のものが多く、第四種が新しい形式で、第二種第三種はその中間と推測しておられる。これら個人文書は堰頭が作成して縣に具申したものである。堰頭は三十畝から六十畝位の土地を管轄してその用水設備を管理し、右の文書を作成するなど、この地方では政治的社會的に重要な役割を擔つていた。自佃・佃人を問わず、農業經驗を積んだ者がなつていたようである。

次に個人文書の内容に移り、文書に見える小作關係を官田・寺田・百姓田に大別し、それぞれの文書を擧げて分析を加えられた。官田には他の諸州と同じく職田・公廩田・屯田などがあり、大體個人によつて耕作され、地子（小作料）が収納され、公廩田の地子は公解本錢に充てられて捉錢戸により利殖が圖られた。寺田では自佃もあつたが佃人に委ねるものも多かつた。個人文書の中で百姓田の小作關係が最も多く、則天時代ごろから個人制が盛行していたことを示している。しかも、文書から計算して佃人の方が人も耕作面積も自佃よりはるかに多いことが知られるが、百姓田の小作地は官田などに比較して小さく、五畝以下が大部分であつたという。自佃の場合でも、西嶋氏らの論考でもみられるように畝數は少ない。これは土地の細分化という点だけでは納得しにくい重要な問題ではなからうか。さらに文書には官田の小作料地子又は租額を記載したものがあり、粟や豆の場合、當時の中國内地の額とかなり一致すること

明らかにされた。

最後に佃人の性格について考察し、併せて給田文書との關係に及んでいる。同一人名が個人・給田兩文書にあらわれるものがあつて、均田農民が佃人になつてゐることを示しており、自佃兼佃人も存した。そこで、班給地が遠隔である場合が多いとの西嶋氏の研究に基づき、自佃不可能の地を小作にゆだねたのであらうと推斷され、個人制發達の契機と説かれてゐる。また注目すべきこととして、奴隸が佃人として官田や百姓田の小作を行つてゐた。他方、官人や有力な豪族たちは多くの土地を所有し、中國内地のように莊園に發達する契機を含んでおり、佃人の中には客戶も存していたらうと推測される。最後に、吐魯番文書の中の個人文書の注目すべき點數條を列擧し、これらの諸點は唐代の個人制の研究に新しい分野を與えてくれるものであると結んでおられる。

讀後感を述べるならば、田畝が極めて零細であること、主佃關係が複雑であることなど、高昌地方の特殊性に注意すべきではなからうか。なお、三三六一號文書（九四頁下）の□湯觀は、その田畝數が多い點からしても、人名ではなく、道觀の名稱であらう。

（竺沙雅章）

吐魯番出土文書より見たる均田制の施行狀態

— 給田文書・退田文書を中心として — 西嶋 定 生

唐代吐魯番における均田制の意義

— 大谷探検隊將來、欠田文書を中心として —

西村 元 佑

わたくしの擔當するこの二篇、本文のみで前者は一〇〇頁、後者

は六〇頁、新史料を駆使して均田制の實態と性格に直接迫ろうとする大作である。しかも内容は均田制施行否定論にたいする全面的反論であるから、これを詳細に検討すれば、それだけで優に一篇の論文ができ上るであらう。ここでは主として著者兩氏の主張の要點を紹介し、二・三の感想をおりませるに止めるほかはない。

まず兩篇とも前半は各文書の形式、全文、綴合の報告である。こういうとまことにあつけないが、読みやすい形に整理して出されてみるとつい忘れがちになるので、この種の面倒な仕事にまず敬意を表しておきたいと思う。つぎに各文書の性質、年代、地域および相互關係が問題となる。著者たちの見解の一致したところ、各文書は均田制にもとづく班田收授の事務にかんするものである。すなわち退田・缺田兩文書は、里正から郷官を経て縣衙に提出された牒文であり、そこで一段ごとに土地の記載が轉寫されるときに、その行間に草體大字で「給何某訖」と書き入れたものが給田文書にはかならぬとされる。地域は西州高昌縣。年代は西嶋氏によれば唐の開元二九年。（ただし西村氏は二九年と限定せず、また一連の給田手續を一〇月〜十二月と考えるのだが、退田文書には四月の文字が見え若干喰違いがあるように思える。）

さてこれら各文書は、均田制のどのような實態を示しているであらうか。なりたちが著者たちのいう如くであるとすれば、文書それ自體が選授の實施を物語るし、退田文書の一段段と同じものが、給田文書のなかで他の戸に給授されている實例もある。また缺田文書から作製した丁數別缺田額表（兩氏の表のあいだに數値の不一致が多いのは、作製手續と數字處理に原因があるらしい）において、丁數とそれぞれの最低缺田額、平均缺田額の對比は、ほぼバランスが

とれており、最大缺田額のみがアンバランスである。これは特殊なばあいをのぞき、均田制が「大體眞面目に實施されていたことを物語」（西村論文）（三一八頁）るものだというのが西村氏の主張である。ところで

均田制の實施であるとすれば、唐令を思いあわせて、すぐ一連の問題が頭に浮ぶ。その第一は、四至記載その他に口分田の文字が見えるのに、選授された退・給兩文書のすべての地段が、永業田もしくはそうと推定して誤りないと思われる點であらう。そこで豫想されるいくつかの反問への解答が用意されている。まずこのばあい永業田は、西嶋氏によれば選授地たることにおいて、西村氏によればさらに樹木栽培地でなく食糧生産地であつた點において、實質上口分田と同一物であつた。では何故に口分でなく永業とされたのか。一體、戸毎の缺・退・給田額の平均値は互に近似し、すべて田令の應授田額に比してはなほ僅少である。もし田令の選授基準額が適用されていたのならば、缺田額の僅少さは退田額の僅少さと矛盾するであらう。だからこれは選授が、各戸の均田地の一部分についてのみ行われていたのか、あるいは全部について田令の應授額を下廻る、別個の基準にもとづいて行われたことを意味する。そこで著者たちは、現存するこの地方の唐代戸籍の已受田額も同様に零細であることを参照して、後者のケースこそ實情であつたと考え、これら已受田額がすべて田令の應授永業田額以下であつたところに、選授地が永業田とされた理由を見出すのである。ではこの地方独自の缺田額算定基準は幾何かという疑問については、西嶋氏はこれを後考にのこし、西村氏は一〇畝と推定し、かつ、これにもとづいて給田は行われたが、かかる低い基準によつて算出された缺田額すら、完全には充足されなかつたと考えている。ここから唐代農民の再生産にと

つての「均田制の意義」を、西村氏はかなり限定的にみるわけである。

だがこのような説明だけでは、永業田が還授の対象とされたことの説明として十分でない。そこで西村氏は北魏のばあい魏書食貨志に「諸地狹之處……則以其家桑田、爲正田分、又不足、不給倍田、又不足、家内人別減分……」とあるのを引いて、「狹郷化がすすめば永業田と口分田との區別は消滅しても、なおそのうえに公權の干涉が貫徹される可能性がみとめられる」(三三)と指摘し、さらに唐戶令應分條注に「其父祖永業田及賜田亦均分、口分田即准丁中老小法、若田少者、亦依此法爲分」とあるのに着目して、「(1)の部分は寛郷における一般規定であるが、(2)の部分は狹郷規定で、土地のすくない地域でも父祖の永業は均分し、均分の結果、當郷の基準額にてらして各目の口分に過不足を生じた場合には、各目の口分田は丁中老小の法によつて收授するということではなからうか」(三三)と考える。このところやや説明不足の感があり、永業田の保有および均分相續と、各郷の基準額および丁中法による班田收授のかみ合せが、もう一つよくのみこめないのであるが、ともかく西村氏が「此法」を均分法および丁中法と解していることは明かであり、そうして氏がここにいたつていたいことは、いかなる狹郷でも、低い基準と不完全な給田に止まつたとはいえ、ともかく「均田制は丁中法に準據して徹底的におこなわれた」ということなのである。仁井田博士の「中國では、皇帝の支配權を根底に考え、買田まで受田と考える」という指摘、また宮崎博士の、唐代の人民の負擔はすべて力役一本に換算できるという指摘をあわせ考えて、律令政治と均田制に「專制君主の個別的直接的人身支配の原理」が貫徹されていると見るこ

と、これが西村氏の論文のもつとも主要な論點の一つであると思われる。これにたいし西嶋氏は唐戶令應分條注の「此法」を丁中法と解することによつて、同條の(2)の部分を狹郷では永業田も丁中法の對象となるという意味に解釋する。つまり西村氏よりもいつそう簡明直截に、狹郷では永業田も相續されず、まつたく口分田と異なかつたが、これは唐令ではつきり規定されていたことなのである。そしてこのような唐令の理解は、永業田の還授という事實をときあかすのみでなく、この地方の均田制施行狀況が、單なる特殊事例ではなく、内郡とも共通して唐令に従つた結果にはかならぬという主張の根據ともなっている。各地方毎に施行細則のようなものがあつて、それに従つたのであろうという西村氏の見解も、この點では西嶋氏と等しい。

しかしなお問題はある。かかる零細な田額では農民の再生産は不可能であるし、また一戸の保有地が、經營不可能なほど遠距離に散在している。この疑問をとくのは、農民相互間の佃作と、かなりばう大と推定すべき官田・寺田等の佃作以外にはない。この佃作關係の研究は、佃人文書を擔當した周藤吉之氏の論文に譲られているが、兩氏がこの佃作關係に下した史的意義は、すでに紹介した永業田の還授についての兩氏の見解の相違と關連して、ここでも重要な相違を示しているので、一言ふれておかねばならない。西嶋氏は佃作關係をふくめて、内郡と邊境をとわぬ均田制のメカニズムを想定する。すなわち程度の差こそあれ再生産可能以下の授田と官田佃作を組合せることによつて、官僚制も維持され、國家の土地還授・租調收取など強力な農民支配も可能となり、徭役はまた水利灌漑等に投入されることによつて、このメカニズムの重要な一環となるのである。

これにたいし西村氏は、佃作關係が均田制と同等もしくはそれ以上のウェイトを占めるにいたつたこの状態を、均田體制の動搖と危機の表現としてとらえている。ところで最後の問題だが、以上のように相違はあつたにしても、兩氏の行論にとつて致命的な障害となるのは、かつて西川正夫氏によつて提出された自田存在論である。そこで西嶋氏の論文は、敦煌戶籍の檢討に論及し、四至記載は同一時點の現實を示すものではないから、「自田」は必ずしもその戸の自田を意味しないことを明かにし、むしろそれは敦煌でも選授が實施されてきたことの例證になるとしている。

なおその他にも興味ある問題はある。たとえばこの文書に獨特の田種の記載であり、西村氏は、常田を良質の小額の土地で、恒常的に作物を栽培できる土地、部田は易田を必要とするような劣悪な土地、濱田とか薄田、あるいは墾田とか桃田等は、基本となる常・部田とは別種の田種であらうと推測している。二八六二號文書に「濱田折常田」とあるのをみると、各田種間には一定の換算が行われ、部田の一、二、三易の注も、あるいはこれに關係があるのかもしれない。もしそうだとすれば、基準額の推定もむつちかしくなってくる。だがこれらの點は、一切省くことにしよう。この研究の中心はいうまでもなく、著者たちの主張する均田制の實態と性格にある。永業田が「基本的にはいわゆる私的土地所有の一定度の確立を前提とし」(西嶋論文、二〇七頁)、唐令で無期永代的性格を認められながら、にもかかわらずその所有が國家權力に媒介されており、口分田とまつたく別個の自律的私有の範疇として存在したのでないことは、近代以前の中國社會を考えると、當然認めてよいところであらう。したがつて問題は結局、その一定度の私有的性格の形成と、國家の土地所有

關係への介入が、いかなる社會・經濟的諸關係、とりわけ生産的基礎にもとづいていたかに歸着するように思われる。その意味では、このばあいには、個々の農民の再生産過程に不可欠の環として喰込んでいる官田佃作、水利灌漑と徭役の問題がとくに重要だと考えられる。とするならば、佃作關係を均田體制と性質を異にする、その動搖と危機の表現とみる西村氏の見解においては、そのような佃作關係とは別個の形で、均田制が危機に遭遇しつつ、なお氏のいう個人身身的支配として貫徹され得た、その諸條件が問題となるであらう。この點について、西嶋氏の「メカニズム」は一つの解答を出しているといえるが、前引の唐戶令をたとえ著者のように解釋できたとしても、そのことと、内郡には狭郷が多かつたにちがいないという推定を結びつけるだけで、氏のいう「メカニズム」を均田制一般に妥當すると即斷することには、なお問題がのこるといわざるを得ないであらう。

いづれにしても、この新しい研究には、吐魯番文書からくる時期的地域的の制約が、免れがたくある。新附の國、限られた農耕地、水利灌漑設備の完備によつてのみ可能な生産、そこへ割りこんだ大量の官田・寺田、純然たる農業地帯でなく天山北路の要衝に位する地理的性格(西村論文、四三頁)等々。それゆえにこそ西嶋氏は、ここから得られた結論を、敦煌に仲介させて、内郡にまで及ぼすことに力を注いでいる。それはなお今後の重要な課題とされるにちがいない。

だがともあれ唐代農民の多角的な再生産過程がこれほど明かにされたことは、いままでなかつた。永業と口分、諸種の佃作、水利灌漑等、どの一つをとつてみても、均田體制に止まらず、唐宋時代の社會經濟史の厚い壁にきりこむ貴重な手掛りなのである。したがつ

て、この二篇の大作が推進した研究水準の高まりが、新たな形で新たな問題を生みだしているとしても、それは兩氏の研究の價值を減するものでないのはもちろん、それ自體が貴重な貢獻であることを物語っているのである。

(河地重造)

吐魯番出土 北館文書——中國驛傳制度史上の一資料——

大庭 脩

交通制度は、中央政府の意志・命令の速やかな傳達、地方の動勢の把握、更には一旦緩急ある場合の軍隊の輸送等に重要な役割を果たす統一國家に於ける中央集權の制度の一部門である。中國に於いては所謂驛傳制度がとられ、驛傳の利用については、利用者の資格、利用目的等によつて制限が設けられて違反者に對する處罰等についても法規に明文が存した。

中國舊社會の統一國家たる漢・唐の驛傳制度については、濱口重國氏、青山定雄氏にそれぞれ詳細な論考があり、濱口氏のは、各縣坂にあつた傳舎と呼ばれる宿泊設備について論じ、青山氏のは唐の驛制についての論考であり驛舎と呼ばれる宿泊設備について詳細な考究をされて居る。

大庭氏のこの論考は三節より成り、一節は漢代の制度特に傳舎についての概観にさかれ、二節は唐代の制度の概観であり、三節が論考の題目となつている「北館文書」の紹介・考究にあてられている。氏は漢代に傳舎の他に廚傳と呼ばれる宿泊設備の存在したことに注意され、更に二節で驛舎の他に館驛と呼ばれる宿泊設備の存在したこと―館については、通典33郷官の他には圓仁「入唐求法巡禮行記」によつてうかがい知ることが出来るにすぎない―を注意され、二節

の終末の部分で、「なお節を改める前に大膽な假説を述べておきたい。それは、驛舎が、唐において屢々傳舎とよばれたことは青山教授を始め多くの人の指摘されたところであるが、確かに唐の驛舎は漢の傳舎の流れをついだものと思われる。そして私は唐の館は漢の廚の流れをついだものではないかと想像する……最も簡単に云えば、廚傳から館驛への流れがあると考える。」と述べて居られる。傾聴すべき假説と思う。

ところで、驛傳制度上に於いて宿泊設備の運営についての資料は比較的少く、殊に唐の館については先述したとき状態である。三節に紹介された文書は、その少い資料の一であり、唐高宗の儀鳳二年(六七七)十月末から十一月二十三日頃迄の日付をもつ、北館と呼ばれる驛館と西州都督府の間に往復された驛館用の柴醬の代價に關するものである。文書は中村不折氏藏の三通―中村一・二・三號―と大谷探檢隊將來の二八四一・四九〇五・四九三〇・二八四二・四九二一・四二二・一〇三二等であり、この文書を整理することによつて驛館で使用する柴醬の代價は、廚典の手によつて提供者の名提供數量等を記した支拂請求が縣に提出され、縣令の手を経て都督府に送られる。都督府では市司に命じて代價を幾何にすべきかを定めさせ、市司の答申をまつて支拂を縣に命ずるといふ手續であつたことがわかる。市司が、その答申なしには代價の支拂が行われないという重要な地位を占めていたことに注目すべきであるとされる。

以上が大庭氏の資料操作の明かにしたところであつて、唐代における館の運営の實態の一斑をうかがい知ることが出来るようになった。断片的な史料によつてしか知ることの出来ない時代の制度の實態の考究にとつて「史料操作」という基礎的な作業が寸分もゆるが

せに出来ぬものであることを、つねづね言われもし、感じて居る私にとつて、氏の論考はよい手本になった。私事にわたることではあるが紙上を借りてお禮申しあげる。

なお、氏が二節に於いて提出された假説について、この假説が氏自らの手によつて更に深められんことを筆者の註文として附しておく。

(横山裕男)

龍谷大學所藏大谷探検隊將來吐魯番文書素描

小笠原宣秀

龍谷大學所藏の西域文書は、この書評のはじめに述べた様な事情で同大學の手に歸したものであるが、その總數はおおよそ七、七〇〇點あり、うち漢文文書は四、八三〇點である。そして、その大部分はトルファン地方で大谷探検隊が入手したものである。一九〇二—一四年間に前後三回の探検の間に、この地方を隊は都合六回訪れた。ほかに第一回探検隊はクチャで相當量の古文書を手し、それも龍大所藏品の中に含まれる。

本巻に扱かわれる「北館文書」のほか、「兵役文書」「休胤文書」等は第二回探検の獲得品と判斷せられる。そしてそれぞれ関連のある文書が、書道博物館や西北科學考察國の得る所となつてゐることが注目せられる。第三回探検隊が古墳墓を發掘した際には、ミイラの下敷や着衣・副葬品として使われていた文書を獲得がアンペラの痕があつたり、何かの形に切つてあつたりするものもある。いずれも廢紙を利用したもので、中には高昌國時代のものもある。副葬品の中には告身や殃書などがある。

うつつかり讀むと、たゞの「素描」でしかない論文であるが、古文

書の斷片を一々隊員の旅行記に照合し、あるいは生殘りの隊員の記憶を呼び起させなどして、ここまで持つて来るには、眼に見えない苦勞が積まれていることを知らねばならない記録である。(藤枝 晃)

おわりに

以上の七篇の論文のあとに、「堀賢雄西域旅行日記(一)」「(四一頁)」「中央アジア研究文獻目錄(和文編)」「(横組二七頁)、英文梗概五頁がつく。

「堀日記」は、第一回探検隊員であつた同氏の自筆日記であるが、『新西域記』編輯のときには洩れていて、後になつてその存在が知られたものであるという。行をともした渡邊哲信氏の日記(『新西域記』上巻所収)と相補つて、第一回探検のあとを知るべき貴重な記録である。

以上が本書の全貌である。最後に、本書の編輯の手際、方針、乃至はセンスと言つたことについて一言したい。

本書第一巻の編輯が不手際至極であつたことは、偏にこれが學會の機關誌でも編輯する様な氣樂さで爲されてゐたことに基づく。第二巻ではかなり見直しては來たけれども、第一巻に見られた悪い面はまだ濃厚に尾をひいてゐる。その具體的な現われを示そう。

本書の「中核」というトルファン關係の論文は、佃人、給田、缺田、北館という順に並んでゐるが、この順序がまず落着きが悪い。編輯者には編輯者の方針があつたのであろうが、できた論文の内容からいふと、給田、缺田、佃人、北館と並んだ方が話の筋が通る。そして、給田と缺田とは、議論に重複がある上に圖表まで似た様なものを幾つも重複して讀まされるのでは耐らない。こういう點は、

編輯以前に、研究の段階で然るべく計畫を立てるべき事がらであるが、場合によつては編輯者の技術的處理による調整も必要である。この邊は本書の「中核」であるだけに、右の様な不手際がせつかくの出來榮を著るしく減點する。

小さく見えて大きい不手際は「吐蕃番文書素描」の抜かいである。そもそも本シリーズは大谷探検隊の成果の正式學術報告書であるのだから、まず第一巻の冒頭に、本コレクション中のトルファン文書と敦煌寫經との概觀をのせるべきである。その論は、つゞいて現われるべき研究の基礎を明らかにし爾後の方向を示して、旗幟を鮮明にするという大きな役割をもつ。寫經と文書と、性質が違つういうなら、この論文は第二巻の冒頭に掲げねばならない。そうした場合は、連續した第二、三巻を通じての標幟としての役割をもつ。編輯者の態度は「初めを軽く、終りを重く」といつたものでは決してなさそうである。もし、軽くまとめようと考へての處理であるならば、その考へ方は宜しくない。看板やショーウィンドウは裏口につけるべきものではないのだから。

こゝで、私をはじめに保留しておいた、トルファン文書と敦煌文書との編者の見方についての疑問をとり上げた。「はしがき」の文面では、トルファン文書と敦煌文書との關係如何ということについては、さきに引用したように、何だかとりとめのない説明であるが、意を以て耐度すると、「兩群の文書は違つた面もあるし、共通する面もある」と言つたところが、編者の心持であるらしい。もしその通りであるならば、その見方は一應まちがついていない。現存する中國の古文書を眺めるとき、それより古い漢代木簡や、新らしい明清の檔案とは、はつきり區別せられて、トルファン・敦煌兩群の古文書

は明らかに一類をなすものであるから。しかし、研究がこんどの本の様に精緻の度を加えて來ると、そんな大ざつばな考へ方では追つなくなつてくる。そもそもトルファン文書は本書の各編で見ても判る通り、そのほとんどが六五〇年頃から七五〇年頃、すなわち唐朝がこの地方を支配していた時期の公文書であり、あとはそれに先立つ高昌國時代のものが若干と私文書が極くわずかなでしかないだけである。

その後は唐朝の勢力が後退したので、ここではもう漢文文書は作られなくなつたのである。だから、このことは大谷文書についてだけ言えるのではない。羅氏貞松堂、藤井氏有隣館、中村氏書道博物館、中村氏寧樂美術館、スタイン第三回探検の所得文書等、あらゆるトルファン文書コレクションが同様の状態である。これに對して、敦煌石窟出土寫本の中から、佛經、道教經やその他の典籍類を除いて、純粹に「文書」と呼び得るものは、大部分が歸義軍時代、すなわち八五一年から、十世紀末までのものである、とジャイルズ氏はいう（『スタイン蒐集漢文文書目錄』の序文）。さらに言うならば、それに先立つ吐蕃統治時代のものが案外に多く、また、内容より見ると、文書の多くは寺院もしくは都僧統司に關係したものである。トルファン文書と並行する則天時代乃至開元天寶期のものも、ないことはないが、敦煌文書としては極めて例外であるとしてよい。こういう事情であるから、こんどの諸研究の様に話がこまかくなつて來ると、その共通する面よりも、敦煌とトルファンという土地柄の違い、年代の上の一〇〇—三〇〇年の隔たりが大きくなることを言うことになる。況んや中國の支配圏の内にあるか外にあるかといったことは、さらに決定的である。だから、トルファン文書の研究に集中しただけで、「トルファン文書の特質と意味」とは充分現われて來るはずである。

この「中核」に對して、敦煌を外被に役立てるといふのは、企畫自體がすこし無理であつた様である。この點、第三卷はもつとすつきりする模様であるから期待して宜いと思ふ。

いろいろぶしつけなことを申したが、全体として、こんどの第二卷は第一卷に比べて格段の出來である。第一に違ふ點は、資料が十分に尊重せられてゐることである。第一卷では資料が不當に冷遇されてゐた。たいていの資料はその一部分の寫眞しか載せていない。とくに『太子成道變文』など、他所に藏する寫本がすべて不完本であつて、たゞ龍大所藏本が世界唯一の首尾完具本であり、それなるが故に世界から注目せられてゐるというのに、首尾の數行だけの寫眞と短い解題としか載せないなど、無意味の極と言わねばならない。ところが第二卷ではともかく論文に引用せられてゐる限りの所藏資料は全部寫眞が掲げられてゐる。西島氏の文書斷片の綴合の苦心など、寫眞を見て驚嘆しない者はないであらう。資料を大きく前面に押し出して、「研究」は一見その蔭にかくれる様な扱いかい方こそ、實はその研究の價值をも引上げるものであることは、第二卷の成果が何よりも證明してゐる。

こうして、第二卷が第一卷よりはるかに立派なすがたで世に出たことは、第三卷以下が次々と立派になつて現われることが期待される所以であつて、慶賀に耐えない所である。

(藤枝 晃)

東洋史研究資料叢刊

第一 文献通考五種總目錄

A5判 一五二頁 定價 二〇〇圓

內容 馬氏通考、王氏續通考、欽定續通考、欽定皇朝通考、劉氏皇朝續通考、付通典、通志、

本書は通考を實際に使用した經驗の上に立つて、東洋史學研究者の爲の便宜を計つて編纂したもので、單なる機械的引寫しではない。特に馬氏通考中の田賦考以下の最も重要な數考と、十通に洩れてゐる王圻の續通考は小項目に至る迄収録した。

第二 職源撮要索引 佐伯 富編

A5判 三十頁 定價 八十圓

職源撮要是南宋時代の官制を主體として記述したもので、宋代の官制を論ずるに不可欠な根本資料である。本書は職源撮要の官名索引であるが、各條下に原文の見出し句を留めて利用に便にした。

刊行豫告

第三 資治通鑑索引 佐伯 富編

本書は先に稿本として油印にて發行したものに改訂を加えて本印刷に附したものである。

右書御入用の方は當會で御斡旋いたします

京都大學文學部東洋史研究室內

東洋史研究會

振替京都三七二八番